令和5年 第3回定例会

滑川町教育委員会会議録(公開)

令和5年3月15日 午後1時30分 ~ 午後4時50分

滑川町教育委員会

○招集通知

滑教第2173号により、令和5年第3回定例教育委員会を次のとおり招集する。

令和5年3月1日

記

- 1. 招集日時 令和 5 年 3 月 1 5 日(水) 午後 1 時 30 分
- 2. 招集場所 滑川町役場 2階 中会議室

○ 招集委員

応招委員 (4名)

- 1. 岩 﨑 千恵子 教育長職務代理者
- 2. 吉 野 さつき 委員
- 3. 飛 田 聡 保 委員
- 4. 中 山 達 朗 委員

不応招委員 (なし)

令和5年 第3回定例教育委員会

令和5年3月15日(水)

議事日程

- 1. 開会宣言
- 2. 議事録署名委員の指名
- 3. 前回会議録の承認
- 4. 諸般の報告及び日程
- 5. 議事
 - 議案第6号 滑川町スクールバスの設置及び運行に関する条例施行規則の 制定について
 - 議案第7号 滑川町学校等給食徴収規則の一部を改正する規則について
 - 議案第8号 滑川町放課後子供教室事業実施要綱の一部を改正する要綱に ついて
 - 報告第1号 滑川町スクールバスの設置及び運行に関する条例の制定について
 - 報告第2号 滑川町教育支援金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
 - 報告第3号 滑川町教育支援金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の 制定について
- 6. 協議事項
- 7. その他の事項
- 8. 閉 会 宣 言

出席委員 (5名)

- 1. 馬 場 敏 男 教育長
- 2. 岩 﨑 千恵子 教育長職務代理者
- 3. 吉 野 さつき 委員
- 4. 飛 田 聡 保 委員
- 5. 中山達朗 委員

欠 席 委 員 (0名)

なし

会議に説明のため出席した人

教育委員会事務局次長 権 田 尚 司

会議に出席した事務局職員

事務局長 澄 川 淳

指導主事 寺 田 陽 介

指導主事 野口和嵩

◎ 開会官言

○馬場教育長 皆さん、こんにちは。委員各位におかれましては、第3回定例教育委員会に御参集いただきありがとうございます。ただいまの出席委員は4名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまより令和5年第3回定例教育委員会を開会します。なお、本日の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、公開といたします。御異議ございませんでしょうか。

【「異議なし」との声あり】

○馬場教育長 異議ないものと認めます。次に事務局へお尋ねします。本日の 会議について、傍聴の申し入れはございますか。

【事務局より、「傍聴人なし」との報告】

○馬場教育長 傍聴人は、いないということですので、このまま議事日程について進行いたします。

◎ 議事録署名委員の指名

○馬場教育長 それでは、日程第2「議事録署名委員の指名」ですが、会議の 議長において指名します。

議事録署名委員は、飛田 聡保 委員 にお願いします。

◎ 前回会議録の承認

- ○馬場教育長 次に日程第3「前回会議録の承認について」を議題とします。 事務局より説明をお願いいたします。
- ○澄川局長 それでは、資料1を御覧になってください。前回会議録となりますので、いつものように時間を作っていただき、一読いただき御確認をお願いいたします。

【確認の時間を設定し、委員各位が確認】

○馬場教育長 何か御質問等はございますか。

【「なし」との声があり】

○馬場教育長 ありがとうございます。それでは、前回会議録について承認い ただける方は、挙手をお願いいたします。

【委員全員から、挙手があり】

○馬場教育長 それでは、前回会議録を承認いたします。

◎ 諸般の報告及び日程

○馬場教育長 次に日程第4「諸般の報告及び日程」を行います。最初に、1) 諸般の報告及び連絡事項を行います。「教育長の動静」より説明させていただ きます。それでは、資料2を御覧になってください。

本日は中学校の卒業式でした。飛田委員におかれましては、御出席いただ きありがとうございました。今年卒業した学年は、コロナ禍となって小学校 の卒業式が保護者を入れてはできずに、そして中学校に入学して3年間を過 ごした学年です。私たちが(コロナ対策で行ってきた)判断に対しての功罪 といえるかどうかわかりませんが、それが大きい学年ではないかと思ってい ました。この学年の卒業式をこの目で見ることができて、また、数名の保護 者とも話すことができました。(式では)3年生の佐藤さんという生徒が答辞 を読んでくれました。それを聞きながら、去年の答辞を思い出しました。そ の学年は、1年生の時は通常の授業を行っていましたので、コロナ禍によっ て色々なものが無くなっていきましたと語っていました。今年の佐藤さんの 答辞で印象に残った言葉をいくつかお話ししますと、「入学した時から新型コ ロナウイルスの影響を受け、様々な制約が掛かった学校生活。」「悔しくてど うして…と嘆いたり、自分の運命を恨み、人を羨んだりもしました。」「私た ちにできることは限られていて、仕方ないそう思うことでしか、自分自身を 納得させる術はなかった。」「苦しい日々だった、楽な道のりではなかった」「し かし、私たちは不幸な学年ではありません。」「最高の3年間でした。心の底 からこう言えます。厳しかった分だけ大きな花を咲かせようとしています。」 「流れに身を任せるように小学校を卒業し、滑川中にやってきました。」この 後、中学校での思い出を語った後、「その中で、『当たり前』を一から作り上 げた3年間。」「いつも目標は、『当たり前』のレベルを上げること。」「数えき れないほどのたくさんのことを経験して、大きく成長できた最高の3年間。」 といった文章がありました。

色々な情報を基に、教育委員会の皆さんに判断をしていただいています。 時には、情報が十分でない中での決断という形をとらせていただいた3年間 だったかなと思っています。本当にこれが正しかったのかというのは、おそ らくこの先も中々分析できづらいものかと思います。ただ、私自身、判断す ることの怖さというものが、大きくなってきたなと感じています。今後も引 き続き、色々な場面で判断しなければ、時には決断いただかなければいけな いと思っています。ぜひ、皆さんで力を合わせて(正しい判断を)と思って います。そう思いながら(答辞を)聞かせていただきました。学校関係者の皆様には、最後に「最高だった」と言ってもらえる学年を作ってもらったということに対して、本当にありがたいなと思っています。この後、幼稚園、小学校(の卒業式)がありますけれど、その中で色々な言葉が出てくると思います。お伝えできる言葉は、こうしてお伝えしたいなと思います。そんな素晴らしい中学校の卒業式でした。

3月ですが、この後幼稚園、小学校の卒業式があります。その後、27日には、退職教員の感謝状贈呈式がございます。記載もれがございました。25日には、第1回のさくらまつりがあります。エコミュージアムセンターから図書館、体育館前までの河川敷の桜を中心に開催しますので、御時間がございましたら、お越しいただければと思います。

4月につきましては、今年度は3日から始まります。3日に町の辞令交付式を行った後、教職員の辞令伝達式を行わせていただきます。今年は、4月に2つ選挙があります。9日が県議会、23日が町の議会議員となります。10日が入学式ですが、前日が選挙のため福小と月小の体育館が投票所となります。準備に御迷惑をおかけしますが、そのような状況です。12日は幼稚園の入園式となります。そのほか、色々会議が(リモートではなく対面等に)戻ってきていますので、この後予定が入ってくるかと思います。よろしくお願いいたします。

雑駁な説明となりましたが、以上が主な動静となります。何か御質問等ございましたら、お願いいたします。

【「なし」との声があり】

○馬場教育長 それでは、「なし」ということですので、1)諸般の報告及び連 絡事項を終わりにいたします。

会議日程の決定

○馬場教育長 続きまして「会議日程の決定について」を議題とします。本日の議案は3件及び報告が3件です。日程7その他の事項が終了次第、次回日程を決定後、閉会することといたします。それでは、日程5「議事」を進めさせていただきます。

◎ 議 事

○馬場教育長 それでは、日程5「議事」に入ります。「議案第6号 滑川町スクールバスの設置及び運行に関する条例施行規則の制定について」を議題といたします。なお、その後にあります「報告第1号 滑川町スクールバスの設置及び運行に関する条例の制定について」と協議事項3)「滑川町スクールバス運行マニュアルについて」の3点について、関連がございますので、ここで併せて協議いただきたいと思います。それでは、まず議案第6号につい

て、事務局より説明をお願いいたします。

【権田次長、議案説明】

○馬場教育長 報告第1号にスクールバスの条例がありますが、この条例を施行するための規則ということで、これを制定いたします。条例については、3月議会において承認を得て、成立しております。この条例施行のための規則なので、まず、条例の説明をお願いします。報告第1号の説明を事務局よりお願いいたします。

【権田次長、報告第1号を説明】

- ○馬場教育長 条例については、先般の3月議会において承認をいただいたものです。これを、施行するための規則を教育委員会で定めることになっております。このことを踏まえ、規則について御協議いただければと思います。 それでは、提出された議案について、何か質疑や御意見等はございますか。
- ○中山委員 まずは、御担当の職員の方々、非常にタイトなスケジュールの中で、運行計画から条例、規則の制定まで取り組まれており、大変お疲れさまでした。そこで、第6条の第3項の運行管理等の条文で、臨時休校等を行う場合の対応が規定されていますが、学校長が教育委員会と協議し、判断を仰いでということですね。例えば、明日、荒天でどうすべきかといった場合は、校長先生の判断というよりは、教育委員会の判断が優先されるわけですね。協議とはありますが、教育委員会の指示・判断の伝達ということですね。校長先生が単独で「宮小はこうだけど、福小はこうだ」と判断するわけではないですよね。協議だとは思うんですが、教育委員会の指示伝達を受け、学校は保護者へ連絡し、対応するという形ですよね。指示系統としては、そういった流れですよね。
- ○馬場教育長 これは、学校独自の理由で「1 時間短縮で帰しますよ」という場合は、学校から教育委員会へ連絡がくるので、それを受けこちらで指示伝達を「それで結構です。そうしてください」とします。逆に、先ほどの荒天の場合などは、教育委員会の方から学校へ連絡し指示伝達しますので、その事案ごとに学校からの連絡による場合とこちらからの連絡による場合と両方のケースがあるかと思います。
- ○中山委員 わかりました。ありがとうございます。
- ○権田次長 また、そういった災害時や緊急時の対応については、運行マニュアルにも記載がありますので、後ほど説明させていただきます。
- ○馬場教育長 運行マニュアルの4ページをご覧になってください。ここに緊急時の連絡体制が載っています。御参照いただければと思います。 他に何か施行規則の方でございますか。
- ○岩崎教育長職務代理者 第7条の第2項で8月分は除きとあるので、8月は 運行しないのかなと思うのですが、宮小のプールは民間委託なので学校のプ ールは使わないかと思うのですが、福小は8月のプールはどうするのですか。

- ○馬場教育長 福小も夏休み(8月)のプールは、行っていません。暑すぎて できない状況です。
- ○岩﨑教育長職務代理者 今は、8月にプールは行っていないのですね。わかりました。
- ○飛田委員 いくつか質問があります。まず、第3条第5項ですが、変更等申請書を受理した時は、教育委員会は適正に処理するとありますが、変更内容を通知するということは定めないのですか。

次にもう一点、様式第2号の利用許可証ですが、この利用上の注意に「利用を中止した場合は、直ちに教育委員会へ返還しなければならない」とありますが、中止の決定が出たのに許可証を返さず、子供がバスに続けて乗っていたというのは、あってはいけないことかと思いますが、返却しなければならないといった文言をこの規則に盛り込む必要はないのですか。

次に、第7条第2項ですが、私たちは説明を受けているのでわかるのですが、往復でも片道でも一律 1,200 円で変わらないといった内容を運行マニュアルでもよいかと思いますが、記載した方がよいのではないかと思います。

続けますが、第5条に教育委員会が利用を取り消すことができる場合が規定されています。また、第7条でも第3項で利用料を滞納した場合は、利用を取り消すことができるとしています。その場合、取り消しをしましたという通知をする必要はないのでしょうか。

最後に、第8条第1項第3号の前2号は、第2号のみを指すのか、第1号 と第2号の二つの号を指すのか、教えてください。よろしくお願いいたしま す。

- ○権田次長 変更については、申請書の下に書いてありますが、変更は転居による住所の変更の場合、中止は、転校やスクールバス運行区域外へ転居などの場合、休止については、病気、怪我などにより一定期間スクールバスを利用しなくなる場合、を考えています。
- ○澄川局長 次長に代わってお答えします。変更については、想定された場合については、申請書を受理した時点で承認せざるを得ない場合であると考えており、また、その都度変更を承認した旨の通知を出すのは、事務処理的にも煩雑となりますので、条文では「適正に処理する」としていますが、通知の発送は考えていません。また、許可を取り消す場合については、直接(該当者に)お話をして、許可証を返還していただくことでご本人にも確認していただきます。この許可取り消しに係る許可証の返還については、許可証の裏面に記載があるだけですので、規則の条文に入れて明文化したいと思います。第8条第1項の第3項の前2号の表現ですが、第2項だけを指す場合には「同条同項第2号」という表現になります。前2号としたのは、同条同項の1号と2号の両方を指す場合に使う、例規上の表現となります。また、利用料について、乗車回数に関わらず一律1,200円/月ということは、この条文

だけでは、わかりにくいと思います。条例の条文についても、「一人につき、月額 1,200 円とする」としかありませんので、ここからも読み取りにくいかと思います。確かに、飛田委員のおっしゃるとおりですので、規則の条文に明記するか、運行マニュアルに記載するかの対応をしたいと思います。実は、運行計画を公表した際に、同様の質問を何件かいただいています。学童を利用しているので、登校のみの利用ですが利用料はどうなりますか、といったものや、仮に入院等で何日か学校に行かなかった場合はどうなりますか、などの問い合わせです。そういった場合でも、乗車回数に関わらず一律 1,200円/月というのは、変わりません、と回答させていただいています。スクールバスの運行が決まり、利用者へ案内する際にも改めて御説明していきたいと思います。

- ○馬場教育長 この施行規則の下位の規則や規程を作る予定は、ありますか。
- ○澄川局長 いえ、予定はありません。
- ○馬場教育長 とすると、規則で利用料について、記載しておかないといけないかなと思います。
- ○澄川局長 そうですね。それでは、規則の中に乗車回数に関わらず一律 1,200 円/月とする条文を追加する形で修正したいと思います。
- ○馬場教育長 あと飛田委員の質問のうち、申請をしてるのにも関わらず、そ の「返しがない」というのは大丈夫ですか、の回答はいかがでしょうか。
- ○澄川局長 申請があって、その内容について審査を行い取り消す場合がある時、その可否について決定通知等が必要になってくるかと思いますが、今回のスクールバスの場合、こちらで3km以上の通学距離の児童を乗車対象者として予め把握しています。その対象者に対して、利用の有無を確認しているため、利用申請が提出された時点で、申請書を受理した段階で利用許可となります。つまり、審査の必要はなく申請した方は全て等しく許可が決定となりますので、決定通知等は発出しません。決定通知を出す必要がないということで、今回の規則にはそういった条文を規定していないということになります。
- ○馬場教育長 変更等申請も同様ですか。
- ○澄川局長 はい、同様です。変更の理由が、転居や転校、病気、怪我等なので、審査の余地がないものと考えています。また、年度途中の変更は認めないとあったかと思いますが、原則であり、変更申請書の理由による変更は可となります。ただ、変更の理由を確認する必要がありますので、変更申請書を提出していただき、その内容を確認します。規則の条文にも「変更等申請書を受理した時は、その内容を確認し、適正に処理するものとする」とあります。
- ○飛田委員 はい、ありがとうございました。もう一つよろしいでしょうか。第3条の第5項の「適正に処理する」といった部分ですが、先ほど説明があ

った変更申請書の下段にあるような理由の場合は、通知も必要がなく良いかと思うのですが、利用許可証の裏面にある「利用を中止した場合は、…返還しなければならない」と同じ内容を、第3条第5項のところや、第5条、第7条のところなど、記載されていた方が良いかと思います。当然、事務的には該当者へお話しして許可証を返還してもらうのでしょうけれど、どこかに明記されていないといけないのでは、と心配になりました。もう一点、第4条に「別に定める遵守事項」というのはどういったものなのか、また第5条第2号に「前条に規定する遵守事項に著しく違反していると…」の記述もあります。例えばこの遵守事項の中に不正に許可証を保有して使用してはいけない、といった文言を明記するなど、遵守事項にこういった不正使用についても記載があると良いと思ったのですが、いかがでしょうか。

- ○馬場教育長 はい、ありがとうございます。それでは、この遵守事項について、説明をお願いします。
- ○権田次長 はい、遵守事項につきましては、資料5の「滑川町スクールバス運行マニュアル」にございます。14ページに2利用に関しての留意点の(2)利用の遵守事項の囲みの中になります。こちらには、「使わなくなったら、その場合には…」といった記載はありませんので、何らかの形で記載したいと思います。
- ○馬場教育長 使わなくなったら…というのは、何を使わなくなったらという ことですか。
- ○権田次長 利用許可証のことです。
- ○澄川局長 補足します。遵守事項というのは、権田次長が説明したとおり、資料5の「滑川町スクールバス運行マニュアル」にございます。14 ページに 2利用に関しての留意点の(2)利用の遵守事項に記述があります。ここに は、遵守事項として「本マニュアル及び次に掲げる事項」と記載しております。すなわち、このマニュアルに記載された全てが遵守事項となります。ここの次に掲げる事項の(2)に「利用許可証を他人に貸与しないこと」とし か記載がありませんので、先ほどの飛田委員のお話しされたケースには対応できていないと思われますので、「利用許可証を他人に貸与しないこと、又は不正に使用したりしないこと」といった標記に変更し、遵守事項を充実させたいと思います。また、許可が取り消された場合には、許可証を返還しなければならない、といった文言を規則に追加した方が良いのでは、との御意見でしたので、第3条第5項の条文の後ろに、「また、許可の取り消しにあたっては、許可証を返還しなければならない」といった文言を追記したいと思います。
- ○馬場教育長 はい、ありがとうございます。それでは、第3条のところに、(利用の)取り消しや中止の場合には、許可証を返還するといった文言を追加するということと、第7条の利用料については、乗車回数に関わらず一律月額

1,200 円という文言を追加するということにしたいと思います。他にはいかがでしょうか。

- ○吉野委員 利用料については、どのように徴収する予定ですか。
- ○澄川局長 具体的には、まだこれからということになります。ただ、方法としては、口座振替による収納を考えております。 2 通りの方法を検討しておりまして、現在町の公金、認定保育園等の保育料や税金などの口座振替で使用している指定金融機関である「りそな銀行の口座振替のシステム」を使う方法、ただし、これは利用料を引き落とす保護者の方の口座がバラバラとなりますので、複数の金融機関との調整が必要になります。もう一つは、現在進めています「学校資金口座による口座振替システム」で小・中学校の保護者の方、全員が開設したゆうちょ銀行の口座を使った口座振替です。町にも町名義のゆうちょ銀行口座がありましたので、「ゆうちょ銀行の口座振替のシステム」を使って、保護者のゆうちょの口座から町のゆうちょの口座へ振り込みを行う、といった方法を検討し、これが可能ではないかと見込んでいます。ゆうちょ銀行の振込手数料は、公金の場合はだいぶ安価となりますので、この方法で行いたいと思っています。
- ○権田次長 近日中にゆうちょ銀行の担当の方と打ち合せを行う予定ですので、 話を進められたらと思っています。ただ、導入には、一定期間が必要となり そうですので、バスの稼働に間に合わないかもしれません。
- ○吉野委員 その場合、現金を手集金するのですか。
- ○澄川局長 利用料については、規則にもありますが一括全納か学期末の年3回での納付を見込んでいます。ただし、(口座振替の導入が遅れた場合には)初年度のみ、2学期末で稼働から2学期分の利用料を納めていただく形にしたいと思っています。規則との相違はありますが、初年度のみの運用としたいと思います。
- ○吉野委員 わかりました。ありがとうございます。
- ○馬場教育長 他に何かございますでしょうか。

【「なし」との声があり】

○馬場教育長 ありがとうございます。それでは、施行規則につきましては、第3条のところに、(利用の)取り消しや中止の場合には、許可証を返還するといった文言を追加するということと、第7条の利用料については、乗車回数に関わらず一律月額1,200円という文言を追加するということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

【委員全員から「はい」との声があり】

○馬場教育長 それでは、「議案第6号 滑川町スクールバスの設置及び運行に 関する条例施行規則の制定について」の採決をいたします。本件を原案に先 ほどの修正を加えた形で承認される方の挙手を求めます。

【全員、挙手】

○馬場教育長 ありがとうございます。全員賛成です。よって、議案第6号は原案に2か所修正を加えることで承認されました。それでは次に、協議事項3)「滑川町スクールバス運行マニュアルについて」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

【権田次長、資料5により説明】

- ○馬場教育長 はい、説明ありがとうございました。今回、運行マニュアルに ついてはボリュームがありましたので、事前に送付させていただきました。 本日用意した資料は、事前に送付したものとほぼ同一のものです。それでは、 提出された議案について、何か質疑や御意見等はございますか。
- ○中山委員 こちらについては、先進地例や安全運転管理規則などを参照し、 本町の実情に合わせた形で作成したと考えてよろしいでしょうか。
- ○権田次長 はい、そのとおりです。
- ○中山委員 そうすると、根拠というか基になっているものがあると思います。 職員の方々が集まって一からこれを作り上げるのは、可能かもしれませんが 中々大変なことですよね。マニュアルとなると物事を動かすためのものを細 分化したものだと思います。今回の作成にあたり、その基となっているもの があるかと思うのですが。
- ○権田次長 他の市町村でも、国交省から出ている運行管理マニュアルに基づいて作っているのではないかと思います。
- ○中山委員 それでは、それを基に滑川町の実態に合わせて加筆したり、文言 修正したりして作っているということですね。
- ○権田次長 はい。
- ○中山委員 事前に資料をお預かりしていましたので、目を通させていただきました。2ページの(5)運行に関する役割と責務の【学校】の部分ですが、④の「…必要な指導を行う」とありますが、誰がどのような指導を行うのか、定期的な説明会を保護者も入れて行うとか、特に今年はスタートする年ですから、それぞれの学校で、業者も来て教育委員会も立会いの下で業者さんからの注意事項、教育委員会からの注意事項、といった形でやっていくと理解してよろしいでしょうか。
- ○権田次長 注意事項については、教育委員会と受託業者と協議をして、まと めて学校へ説明して伝えたいと思っています。
- ○中山委員 その説明という部分ですが、今年は(スクールバス運行の)最初の年なので、学校ごとに一堂に会して保護者を集めて説明会を開催するのか、通知文を配付することで対応するのか、どうでしょうか。
- ○権田次長 そちらについては、通知の方で対応していきたいと考えています。
- ○中山委員 その辺のところが、元の法(教委規則)の部分から細分化されていると、実態的にどう対応してくれるかというところになってくるかと思うのですが。その辺のところが、最初にきちんと説明をしておかなかったこと

により起こった事故となると、教育委員会も責任がある、と思います。運行 が始まる事に対する説明も大事ですが、実際に運行の運用に入っていく段階 で、こういった形で安全を第一に考えて運行にあたっていきたいと考えます。

- まだ受託業者が決まっていませんので、未確定な部分があるので ○澄川局長 すが、中山委員のおっしゃるとおり、受託業者が決まって運行時刻、乗降場 所や乗降方法などの細かな部分まで確定できましたら、マニュアルに反映し て、利用者の保護者の方に周知するため、説明する機会が必要だと思います。 通知だけですと、不十分な部分、伝わらない部分もあるかと思いますので、 説明会等を開催して、(事務局から)説明をして、質疑を受ける、という機会 を作るのが良いかと思います。いずれにしても、そのためにはまず業者決定 が必要となりますので、今の見込みですと、ここで令和5年度の予算が成立 しましたので、この後、運行委託の起案をします。起案後は業者選定のため の入札を行います。早ければ4月末くらいではないかと思いますので、決定 した業者と教育委員会、学校と3者協議を行い、運行の細かな体制が決まっ た段階で、説明会の開催を行いたいと思います。5月の中旬過ぎくらいにな るかと思うのですが、もう PTA 総会等も終わっている頃かと思いますので、 別に新たに設定する必要があると思います。中山委員のおっしゃるとおりス タートですので、少し丁寧に進めていきたいと思います。福田小学校、宮前 小学校、ともに開催していきたいと思います。
- ○中山委員 ありがとうございます。次に3ページですが、これも業者が決定してからになるかと思うのですが、【スクールバス運行業者】の①ですが、明らかに、滑川町として要望すべき内容ですが、運転手に変更があった場合、どのような連絡方法をとるのか、きちんと決めておく必要があるかと思います。何月何日の宮小の運転手は、○○と予め決まって、報告があると思います。そこから運転手が変わるということは、何らかの事案が生じているということでしょうから、そこは(連絡させるということを)きちんと求める必要があると思います。あとは、もう一点、小学生を乗せているバスでそんなことはないと思いますが、運転に対するクレーム、「あのバスはなんて運転をしているんだ」といった苦情がきた場合、運転手を確認してしっかり業者から指導してもらう必要があります。このように業者に対する要望というものも、しっかり(マニュアルに)入れ込む必要があると思います。

また、13 ページにある5の(2)運行記録についてですが、これにはどのようなことを記録するのか、毎日の走行で異変が生じたときに連絡しなければならないときは、この例示された事案だけでよいのか、そういった部分をこれから運行業者が決まれば、しっかり決めていく必要がありますよね。乗っているは子供たちなので、運行中に気分が悪くなったりですとか、想定された運行じゃない場合もあるかもしれません。こういった点についても、しっかり(業者へ)求めていただいて。こういったことが事故防止に繋がって

いくのかなと思います。おそらく、昨年の夏(の暑さ)ですとか、置き忘れですとかの関係で車両も(設備等が)変わってくるかと思いますが、運転手の意識の問題、業者の姿勢ですので要望していくことで、きちんとしていくと思います。

- ○権田次長 はい、ありがとうございます。
- ○馬場教育長 中山委員の学校は、どのくらいの頻度で運行記録を出していますか。
- ○中山委員 うちは、業者と通信システムでやり取りをしています。メールのようなものです。当日、運転手が変わった場合など、学校のバス担当へ連絡が入り職員会議で情報共有いたします。運行内容についても、その日の状況等が送られてきますので、毎日やり取りしています。
- ○澄川局長 そういったツールがあると便利ですね。
- ○中山委員 業者と学校の担当者でやり取りをしています。例えば、学校からは、「明日の授業変更で、始業時間を変更する」とかそれもタイマー設定をして、朝の 6:30 に自動送信して業者の発車前に連絡が行くようになど、使っています。業者も対応しやすいのではないかと思います。学校と業者との連携が密になりますので、これができていれば運行上良いんだろうなと思います。
- ○馬場教育長 はい、ありがとうございました。他に何かございますか。
- ○吉野委員 業者が決まっていないので、分からないかもしれませんが、バスが学校には戻ってこないのですよね。学校の近くで止まっているわけではないですよね。(下校時には)学校から子供を乗せて、森林公園の駅について子供を降ろしたら、そのまま(会社へ)帰るということですね。
- ○権田次長 おそらくそうだと思います。
- ○吉野委員 実は、学童保育である問題なのですが、「今日は学童保育を利用します」といった連絡をいただいているにも関わらず、家に帰ってします児童がいます。年間に結構な頻度でそういったことがあります。バスに乗ってしまえば、森林公園駅まで行ってしまいますので、そこから帰宅した時に鍵が開いていない、といったことがあるかもしれません。どうするのかなとふと思いました。
- ○澄川局長 それは、徒歩通学の現在でもある事かと思うのですが、そういった場合は、どうしているのですか。
- ○吉野委員 その時は、学童保育の職員が(誤って帰宅している児童を)追いかけます。学校と保護者へ連絡し、学童保育を利用することを確認して、迎えに行き、学童施設まで連れていきます。バスだと森林公園駅まで行ってしまうので、もし学校に戻ってくるのであれば、先ほどの連絡システムのようなものを導入して、そのままバスの乗せておいて、学童へと思ったからです。ただ、子供たちを降ろしたバスは学校に戻らず、会社へ戻るということです

よね。ただ、(マニュアルを確認して、学童利用の児童が誤って帰宅しても) バスに乗ったということは、確認できるということがわかりましたので…。 結構、ある事ですので…特に1年生や2年生などであります。

- ○澄川局長 今、登校・下校とも乗車名簿の様式を検討しています。特に下校は1週間単位くらいのもので、保護者に予定を確認して作成し、それを学校、業者(添乗員)、教育委員会で共有し、チェックして乗車確認することを考えていましたので。急に、例えば、当日の変更などは、現在も同じでしょうけど、保護者からの連絡のみが頼りになります。そういった点も説明会等で、保護者の方にしっかりと話して、理解してもらう必要がありますね。
- ○吉野委員 そうですよね、ありがとうございました。
- ○馬場教育長 はい、ありがとうございました。他に何かございますか。
- ○岩崎教育長職務代理者 少し、マニュアルから外れるかもしれませんが、許可証についてなのですが、これは紙製ですか、首から下げるのか、(名札のように) 体に付けるのか、どのように考えていますか。
- ○権田次長 今、考えていまして、素材は紙で作りますが、最初に渡すときには名札ケースのようなものを一緒に渡して、首に下げるなり、つけるなりしてもらおうと思っています。もし、失くしてしまったら同じものでなくて良いので、保護者に用意してもらうことを考えています。
- ○岩﨑教育長職務代理者 自由ってことですか。
- ○権田次長 はい。
- ○岩崎教育長職務代理者 今は、名札をしていかない時代ですので、学校と名前が分かるものを見える位置につけているというのは、防犯上どうでしょうか。また、首から下げるというのも危ないという意見もあります。かと言って、ポケットやカバン、ランドセルから出すというのも、落としたり失くしたりしそうですし。バスの乗り降りに合わせて出し入れしたり、付けたりするのも、低学年では難しいかもしれません。中々難しいですね。
- ○吉野委員 帽子に記号を明示するという方法もあります。例えば、1番の人は学童利用者だか登校のみの片道、赤は宮小、緑は福小として、赤の1番は、宮小の登校のみとするなど。添乗員も名前でチェックするより、記号や番号で点呼など乗車確認する方が簡単ではないかと思います。帽子は常につけているものだと思いますので。
- ○岩崎教育長職務代理者 日頃、身に付けているものじゃないと忘れているものって多いと思います。許可が取り消された子供なのか、許可証を単純に忘れた子供なのか、小学校1、2年生では、分からず泣いてしまって終わってしまう気もします。子供たちもスムーズだけど安心に乗れて、名前があまり見えないような方法があると良いなと思いました。
- ○澄川局長 許可証については、ケースに入れて首から下げたり、クリップで 見える位置に留めたりと思っていましたので、それだと課題があるなと思い

ました。許可証の発行は教育委員会で印刷して配付するつもりですが、添乗 員への提示の方法、確認の方法は、検討する必要があると思いました。乗車 チェックの方法は、もう少し考えてみたいと思います。

- ○岩崎教育長職務代理者 あとは、保護者との連絡で、急にお休みですとか、 例えば通学班で集まった時にお腹が痛いから先に行っててですとか、メール のようなシステムで「遅れます、休みます、早く帰ります、学童です」とか の連絡を電話や紙に書いて出すのではなく、メールのように通信で伝えるシステムがあれば良いなと思いました。
- ○澄川局長 欠席や遅刻の場合は、今までどおりというのは、変えたくないと思っています。通学班で集まって乗車場所まで行くということにも意義があると思いますし、保護者にも学校、通学班に伝えなければいけないということを自覚してもらう機会でもあると思いますし。
- ○岩崎教育長職務代理者 基本はそれで良いと思います。しかし、トラブルって急な時に起きるじゃないですか。(許可証を) 持たせ忘れたとか、急に起こることがあるので、その対応方法があれば良いなと思います。
- ○澄川局長 スクールバスの運行が始まりますけど、できるだけ新しい事は入れたくないと思っています。既存のやり方、方法で通学をする中で、徒歩の部分が一部バスになるというイメージです。とは言っても、バスが入ってくることで料金や利用申請、許可証など新しいことが入ってきます。でも、その新しいことをできるだけ増やさない、学校、保護者、児童の負担をできるだけ増やさないようにしたいと考えています。
- ○岩崎教育長職務代理者 まずは、スクールバスを運行して、その中で課題があれば直していけば良いかと、色々考えてみたら直す必要が無かったりするかもしれませんし。
- ○馬場教育長 はい、他に何かございますか。
- ○飛田委員 この運行マニュアルですが、多分保護者への説明会の時に配布するかと思うのですが、規則や条例はすぐには変えられないものかと思いますが、マニュアルについては実態に即して変更していくものだと思います。ただ、変わった日に配布するというわけにはいかないと思いますので、スマホ等でそれが確認できると良いかと思います。緊急時や疑問に思ったとき、いつでもマニュアルが見られて確認ができると良いです。もう1点、このマニュアルの改廃については、いつ誰が行うのでしょうか。マニュアル本文では、1ページの3運転中の留意事項の(1)の④の「4緊急対応」が範囲が広いので、具体的に示した方が良いのかなと、この表現で遅滞なくバスを発車させることを担保出来ているのかなと思いました。あとは、11ページの上段ですが「…運行を取りやめ停車する」とありますが、7ページ、8ページ、9ページには、同様の記述で「…運行を取りやめ安全な場所に停車する」とあります。11ページだけ「安全な場所」の記述がないので、ここも他と同じよう

にした方が良いのかなと思いました。以上です。

○馬場教育長 はい、ありがとうございます。他に何かございますか。

【「なし」との声があり】

○馬場教育長 ありがとうございます。委員の皆さんからいただいた御意見を加えるとともに、まだ業者も決まっていない状況です。おそらく、業者が決まればその業者なりのやり方、運行の仕方、運行記録の様式、提出方法などがあるかと思います。また、こちらについては、改訂版を出しながら説明会までには完成をさせたいと思いますので、御意見いただければと思います。よろしいでしょうか。

【委員全員から「はい」との声があり】

○馬場教育長 それでは、協議事項3)「滑川町スクールバス運行マニュアルについて」の採決をいたします。本件を原案に先ほどの修正を加えた形で承認される方の挙手を求めます。

【全員、举手】

○馬場教育長 ありがとうございます。全員賛成です。では、続きまして「議案第7号 滑川町学校等給食費徴収規則の一部を改正する規則について」を 議題といたします。提出されました議案について、事務局より説明をお願い いたします。

【野口指導主事、議案説明】

○馬場教育長 はい、説明ありがとうございました。それでは、提出された議 案について、何か質疑や御意見等はございますか。

【「なし」との声があり】

○馬場教育長 ありがとうございます。それでは、「議案第7号 滑川町学校等 給食費徴収規則の一部を改正する規則について」の採決をいたします。本件 を原案どおり承認される方の挙手を求めます。

【全員、挙手】

○馬場教育長 ありがとうございます。全員賛成です。よって、議案第7号は 原案どおり承認されました。では、続きまして「議案第8号 滑川町放課後 子供教室事業実施要綱の一部を改正する告示について」を議題といたします。 提出されました議案について、事務局より説明をお願いいたします。

【野口指導主事、議案説明】

○馬場教育長 はい、説明ありがとうございました。それでは、提出された議 案について、何か質疑や御意見等はございますか。

【「なし」との声があり】

○馬場教育長 ありがとうございます。それでは、「議案第8号 滑川町放課後子供教室事業実施要綱の一部を改正する告示について」の採決をいたします。 本件を原案どおり承認される方の挙手を求めます。

【全員、挙手】

○馬場教育長 ありがとうございます。全員賛成です。よって、議案第8号は 原案どおり承認されました。ここで少々休憩としたいと思います。再開は 10 分後です。

【10 分間 休憩】

○馬場教育長 再開いたします。報告第1号ですが、こちらについては先ほど 議案第6号、協議事項3)の関連で、御説明いたしましたので、「報告第2号 滑川町教育支援金貸付条例の一部を改正する条例の制定について」を議題と します。事務局より説明をお願いします。また、関連がありますので、「報告 第3号 滑川町教育支援金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定に ついて」も併せて説明をお願いいたします。

【澄川局長、報告第2号、第3号を説明】

○馬場教育長 はい、ありがとうございました。元々、就学援助制度という国の援助制度があるのですが、その中の入学前支給の制度を運用せずに、同様の支援措置であった贄田 春吉先生からいただいた寄付金を原資に教育支援金を出していました。ただ、公的な支援制度がありますので、それを基礎にして、さらに町独自で贄田 春吉先生の教育支援金を拡大して利用できるように改正し、就学援助制度を併用して支援を厚くできるよう改正していただいたものです。何か御質問等はございますか。

【「なし」との声があり】

○馬場教育長 ありがとうございます。それでは、報告第2号、報告第3号に ついては、これで終了とさせていただきます。

それでは、本日の議案については、以上となります。ありがとうございました。

協議事項

○馬場教育長 それでは、日程6「協議事項」に入ります。最初に協議事項1) 「令和5年度入学園式における教育委員会のことばについて」です。事務局 より説明をお願いいたします。

【野口指導主事、資料3により説明】

○馬場教育長 はい、説明ありがとうございました。それでは一読いただき御 意見、御質問等をいただきたいと思います。

【確認の時間を設定し、委員各位が確認】

○馬場教育長 何か御質問等はございますか。

【事務局より、2ヶ所、誤字と改行誤りを指摘】

【飛田委員より、2ヶ所の訂正とフォントを指摘】

【中山委員より、重ね言葉と1ヶ所表現について指摘】

○馬場教育長 他に何かございますか。

- ○中山委員 この教育委員会のことばは、町のHPに掲載することができますか。HPの構成がどうなっているかがちょっとわかりませんが、各学校とは別で教育委員会のページがありますか。
- ○野口指導主事 はい、あります。
- ○中山委員 このことばをHPに掲載することはできますか。例えば、各校だと「校長室から」といった校長先生のことばやコラムを掲載したコーナーがあるかと思うのですが。
- ○野口指導主事 教育委員会のページにメニュバーを立てて、この教育員会の ことばを載せることはできると思います。各学校の中のページに入れること はできないのですが、教育委員会のページであれば可能です。
- ○中山委員 各学校のページに掲載できると良いのですが、せっかくですので、 入学式に出席できなかった保護者や地域の方々、卒業生などにも見ていただくことは、悪い事ではないと思います。参考にしていただければと思います。
- ○馬場教育長 はい、ありがとうございました。他に何かありますか。

【吉野委員より、1ヶ所表現について指摘】

- ○馬場教育長 はい、ありがとうございました。他に何かありますか。 【飛田委員より、常用漢字でないものが使われている指摘】
- ○馬場教育長 はい、ありがとうございました。他に何かありますか。 【「なし」との声があり】
- ○馬場教育長 それでは、指摘をうけた箇所を修正させていただき、これを「教育委員会のことば」としてもよろしいでしょうか。

【委員全員より「はい」の声があり】

○馬場教育長 ありがとうございます。それでは、協議事項1)「令和5年度入学式における教育委員会のことばについて」は以上となります。次に協議事項2)「滑川町立学校における教職員の働き方改革(令和5年度版)について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

【寺田指導主事、資料4により説明】

- ○馬場教育長 はい、説明ありがとうございました。何か御意見、御質問はご ざいますか。
- ○中山委員 裏面の3の④ですが、これは令和5年度からの取組みですよね。 中学生は朝が早いですよね。私は、毎朝セキ薬局の交差点を6時50分くらいに通るのですが、この時間で中学生が大勢通っています。部活動の朝練習は、7時半くらいからですか。
- ○寺田指導主事 はい、そうです。部活動ということでは、施設面ということと、生徒数の関係で交通量(が課題で)交差点や歩道内で生徒が並んでしまったり、あふれてしまったりということがあります。施設面では、部活動数が多いので、施設を同時に使えないといった状況があるので、朝活動をせざるを得ない、全部を午後練にまわせないといったことがあります。したがっ

て、朝練習をした部活は午後練はなしといった調整をしています。

- ○中山委員 教育長さん、これは比企管内の状況はどうですか。通勤途中で東松山市の南中付近を通るのですが、やはり似たような状況で、特に校門付近では、早朝から生徒があふれています。生徒が登校するということは、当然教職員も学校にいるわけで。先ほど、寺田指導主事がおっしゃったように、朝練習したら午後は休みということであれば、教職員も同様に午後は休みになるので、それであれば良いのかなと思います。今、部活動は週に1日は完全休養日でしたよね。
- ○馬場教育長 土日のどちらかが必ず休み、後は、平日1日は必ず休みです。 実は、この働き方改革も県の重点課題の一つです。昨年に県の教育長名で市 町村の教育長宛に「部活動の朝練を原則禁止にして欲しい」と通知がありま した。これを受け、県(の市町村)の7割程度が実施をしています。
- ○中山委員 確かに、滑中と南中は比企地区の中でも大規模校ですから、始業間に集中して登校してきたら、付近の道路や歩道は大変なことになりますからね。時差登校は必要ですよね。中々難しい部分もありますよね。
- ○飛田委員 保護者目線で言うと、子供が部活をやっていると指導者にも色々な (考え方を持っている) 方がいて、成績至上主義の方であったり、部活動 は参加することに意義があるという方であったり、でもやっぱり、子供たち も目指すものは目指したいし、保護者としてもよい成績を取ってもらいたい となると、あまり練習がなくなると不安になったりします。周りの学校も同 じような条件で (部活動) やっているのでしょうけど。今、学校運営協議会 でも進めているのかと思うのですが、地域の方の指導とか、学校の先生だけ に指導を頼るのではなく、外部指導者というか協力体制というか、これを整えて柔軟に朝練とかが出来ると良いのかなと思います。
- ○馬場教育長 今、その関係で、国が令和7年度までに週休日については、部活動の地域移行を地域に課すという話が出ていますので、来年度は、スポ少や競技団体などの方々にお集まりいただいて、今後どうしていくかということを協議していかなければいけないと思っています。滑川町ではないのですが、小さな市町村や小規模校ですと、部活動が選択できない状況にもありますので、そういった点も含めて(部活動を)全体的に見直しを…といった話になっています。これは、教育委員会としてもしっかり考えていかなければならないと思っています。他に何かございますか。

【「なし」との声があり】

○馬場教育長 ありがとうございます。では、協議事項2)「滑川町立学校における教職員の働き方改革(令和5年度版)について」は以上となります。次に協議事項3)は、先ほど御協議いただきましたので、協議事項4)「マスク着用の考え方の見直しについて」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

【寺田指導主事、資料6により説明】

○馬場教育長 はい、説明ありがとうございました。前回の教育委員会でお諮りした時には、(新年度については)卒業式に準じるという形でしたが、今は満員電車であっても本人の考えを尊重となっていますので、様々な社会情勢から4月1日からこの見直しを適用し、入学式もこの方針でいきたいと思います。何か御意見、御質問はございますか。

【「なし」との声があり】

○馬場教育長 ありがとうございます。では、協議事項4)「マスク着用の考え 方の見直しについて」は以上となります。次に協議事項5)「今後の予定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

【澄川局長、次第により説明する】

○馬場教育長 はい、ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。3月31日の退職者感謝状贈呈式並びに4月3日の小・中学校等教職員辞令伝達式について、出席の確認と役割分担の確認をお願いたします。皆さん、よろしいでしょうか。

【出席と役割を確認する】

○馬場教育長 ありがとうございます。それでは、日程6「協議事項」については、以上となります。

◎ その他の事項

- ○馬場教育長 それでは、日程7「その他の事項」を行います。1)「令和5年 度当初滑川町教職員人事について」を事務局より説明をお願いいたします。 【寺田指導主事、資料7により説明】
- ○馬場教育長 はい、ありがとうございました。来年度については、各校このような体制、教職員配置でいきたいと思います。前回の教育委員会では、管理職の人事について承認いただきました。一般教職員については、議決の必要はございませんので、御報告ということになります。なお、一般教職員については、内示も済んでおります。よろしくお願いいたします。
- ○中山委員 教職員の数は充足されているのですか。
- ○馬場教育長 いえ、足りていません。
- ○中山委員 どのくらい足りていないのですか。
- ○馬場教育長 加配の分が足りないので、3人不足しています。宮小2名、月 小1名です。
- ○中山委員 現状だと、足りないまま新学期を迎えるようですか。
- ○馬場教育長 はい、そうなるかもしれません。昨年度は、月小がほぼ1年間(教員を)充てられずに過ぎました。中途で(配置)は難しいので、年度当初に配置できるように、今、指導主事に努力してもらっています。そのような状

況です。

- 〇中山委員 教科は大丈夫ですか。
- ○馬場教育長 小学校なので教科は大丈夫です。また、中学校の免許だけでも 小学校の臨時免許を取得して対応できます。これは、滑川町の規模でこのよ うな状況ですので、大きな市などになると何十人という規模で不足している ようです。全県でも基礎定数という部分で穴が開いているところは少ないで す。年度途中で産休、育休で見つからないという例はありますが、いわゆる 加配が後から付くので、それは当初から見込めませんので、どこの市町村で も見つけられずにいるようです。中々、苦しい状況です。他に何かございま すか。

【「なし」の声があり】

○馬場教育長 ありがとうございます。それでは、次に、2)「令和4年度滑川町一般会計補正予算第6号及び令和5年度滑川町一般会計当初予算について」を事務局より説明をお願いいたします。

【澄川局長、資料8、当初予算書により説明】

- ○馬場教育長 はい、ありがとうございました。何か御質問はございますか。
- ○飛田委員 スクールバスの保護者の利用料は歳入に計上してあるのですか。
- ○澄川局長 歳入の雑入の項目に入っています。当初予算編成時には、まだ利用料については、徴収することも確定していませんでしたので、科目設定として1千円の計上となっています。今後、年度途中に補正予算で、実際の歳入見込額を計上していく予定です。
- ○飛田委員 分かりました。ありがとうございます。
- ○馬場教育長 ほかに何か御質問はございますか。

【「なし」の声があり】

○馬場教育長 ありがとうございます。それでは、次に3)「小・中学校近況報告」を事務局より説明をお願いいたします。

【野口指導主事、寺田指導主事、資料9により説明】

○馬場教育長 ありがとうございました。何か御質問、御意見等はございます か。

【「なし」の声があり】

○馬場教育長 ありがとうございました。それでは、3)「小・中学校近況報告」は、以上となります。それでは、日程7その他の事項については、以上となります。

◎ 次回開催日

○馬場教育長 それでは、次回開催日を議題といたします。次回の教育委員会ですが、いかがいたしましょう。事務局より日程の提案をお願いします。

【昨年度の開催日より、事務局から日程を提案、委員各位で調整】

それでは、4月17日(月)13時30分~としたいと思います。ありがとうございました。それでは、よろしくお願いいたします。

◎ 閉会宣言

○馬場教育長 本会議に付された案件は全て終了しました。ただいまをもちま して閉会としたいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○馬場教育長 異議なしと認めます。したがいまして、本定例教育委員会は、 閉会することに決定しました。

◎ 閉会のことば

○馬場教育長 皆さんの御協力によりましてスムーズに議事を進行し終了する ことができました。感謝を申し上げます。

これをもちまして令和5年第3回定例教育委員会を閉会します。お疲れ様でした。